

幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

幌延町教育委員会

## 1 業務概要

- (1) 業務名称  
幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務
- (2) 業務内容  
「幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日の翌日から令和7年3月17日まで
- (4) 委託上限額  
79,134,000円以内（消費税含む）  
※上記の上限額は予定価格を示すものではない。

## 2 参加資格

- (1) 基本的要件  
公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者という。」）は、次のいずれにも該当する者とする。
  - ① 公募の日において、幌延町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、本社、支店等が北海道内にあること。
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
  - ④ 幌延町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - ⑤ 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (2) 資本関係及び人的関係に要する要件  
参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係のないこと。
  - ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合  
ア) 親会社等「会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等という」と子会社等（同上第3号の2に規定する子会社等という）の関係にある場合。  
イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
  - ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合  
ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。  
イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合。  
ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

- (3) 業務実施体制に関する要件  
参加表明書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。  
① 再委託の内容が主たる部分の場合（建築総合）。  
② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- (4) 参加表明者の同種業務及び類似業務の実績に要する要件  
下記に示される同種業務等について、2008年4月1日以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。  
① 同種業務：学校（学校教育法第1条で定められた学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、義務教育学校（小・中一貫校、中等教育学校（中・高一貫校）の新築又は改築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有するものであること。  
② 類似業務：延べ面積が1,000㎡以上の公共施設の新築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有するものであること。
- (5) 地域精通度に要する要件  
下記に示される公共施設設計について2008年4月以降公示日までに完了した業務において1件以上の実績を有すること。  
① 幌延町発注の新築又は改築又は増築又は改修の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有するものであること。  
② 宗谷・留萌・上川管内地方公共団体（幌延町を除く）発注の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有するものであること。  
なお施設規模は延べ面積500㎡以上の公共施設とする。

### 3 業務上の条件

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。  
(2) 管理技術者及び建築総合主任技術者は、提出者の組織に所属していること。  
(3) 管理技術者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ1名であること。  
(4) 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。  
(5) 主たる担当業務分野である建築総合は再委託しないこと。  
(6) 管理技術者及び建築総合主任技術者は2008年4月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。  
(7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。  
(8) 記載を求める各分担業務における各主任技術者の資格要件  
・建築総合主任技術者：一級建築士  
・建築構造主任技術者：構造設計一級建築士もしくは一級建築士  
・電気設備主任技術者：設備設計一級建築士もしくは建築設備士  
・機械設備主任技術者：設備設計一級建築士もしくは建築設備士

注1)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

注2)「主任技術者」よは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

#### 4 手続等

##### (1) 担当部局

〒098-3207

天塩郡幌延町宮園1番地

幌延町教育委員会

電話 01632-5-1117

##### (2) プロポーザルに係る関係資料の配布

###### ① 資料名

(ア) 公募型プロポーザルの実施に係る手続開始の公告

(イ) 公募型プロポーザル実施要領

(ウ) 幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務特記仕様書

(エ) 幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務公募型プロポーザル参加表明書評価要項

(オ) 幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務公募型プロポーザル技術提案書評価要項

② 交付期間 令和6年7月1日(月)から令和6年7月5日(金)午後4時まで

③ 交付場所 上記(1)担当部局

④ 上記資料は、幌延町のホームページから入手可能。

(URL <http://www.town.horonobe.lg.jp/>)

##### (3) 参加表明書の提出

① 提出期限 令和6年7月12日(金)午後4時まで

② 提出場所 上記(1)担当部局

③ 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着のこと。)

##### (4) 技術提案者の選定

一次審査として、3に定める業務上の条件を満たしているかを確認するとともに、参加表明書提出者が多数の場合は、「幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」により、評価し、評価点の合計点が高いものから技術提案書の提出者として、5者程度を選定する。なお、提出者が1者の場合でも受付・審査する。

##### (5) 審査結果の通知

技術提案書提出者を選定したときは、令和6年7月29日(月)に選定結果通知書を電子メール及び文書により通知する。

##### (6) 技術提案書等の提出

① 提出期限 令和6年8月20日(火)午後4時まで

② 提出場所 上記(1)担当部局

③ 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着のこと。)

注1) 技術提案書等の提出者は選定結果通知書により、技術提案書等の提出要請を受けたものに限る。

#### 5 その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語によるものとする。

(2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

##### (3) 契約の締結

① 当該業務について受託候補者と協議を行い、内容についての合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

② 当該業務による建築形態が確定後に、必要に応じて受託候補者と協議を行い、契約額を変更する場合がある。

③ 契約保証金は免除する。

(4) 詳細は「幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」による。